

令和3年度 川崎市生活習慣病重症化予防業務委託 募集要領

1 プロポーザルの目的及び形式

川崎市では、糖尿病性腎症による新規透析者の減少を目指しており、効果的な生活習慣病重症化予防事業をするため、高い専門性を有する事業者に、生活習慣病重症化予防事業の実施についての御提案をいただいております。

業者選定方法としては、公募型プロポーザル方式で行います。参加意志を表明した業者から企画提案を受け、プレゼンテーションやヒアリングの状況等を総合的に評価し、より優れた提案を行った事業者を委託契約者として選定します。

2 事業概要

(1) 事業名称

令和3年度 川崎市生活習慣病重症化予防業務委託

(2) 事業内容

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条及び川崎市国民健康保険データヘルス計画、並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第125条に基づき、健康診査を受診した結果、糖尿病の重症化リスクを持つ対象者に対し、受診勧奨および保健指導を実施し、対象者の糖尿病性腎症への移行や人工透析への移行を防止するもの。

詳細は「川崎市生活習慣病重症化予防業務委託仕様書」によります。

(3) 委託期間

委託契約の締結から令和4年3月31日まで

(4) 委託料

業務規模概算額は、27,291千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とします。

(5) 契約書作成の要否

要

3 契約相手方の決定方法

プロポーザル方式による企画提案と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する「川崎市生活習慣病重症化予防業務委託事業者選定審査委員会」を開催いたします。選定審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、提出のあった企画提案などの審査を厳正かつ公正に行い、適切な契約の相手方となる候補者を特定します。

4 企画提案内容の審査基準

川崎市生活習慣病重症化予防業務委託仕様書の内容を確実に実施できる体制にあり、かつ、より効果的・効率的なプログラムが組み込まれていると判断できる企画提案であること。企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(1) 委託事業実施に係る基本的な考え方の妥当性

(2) 保険者における実施実績・内容

(3) 利用しやすい環境の整備、プログラム、評価方法の妥当性

- (4) 実施体制の妥当性
- (5) 費用の合理性

5 プロポーザルの参加資格

次の(1)から(5)のすべてを満たすこと。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。(地方自治法施行令第167条の4参照)
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で登録されていること。
- (4) 本市又は他官公庁において類似の契約実績(元請に限る。)を平成31年4月1日以降に有すること。
- (5) プライバシーマーク又はISO/IEC27001(JISQ27001)の認証を取得していること。

6 スケジュール(予定)

令和3年6月10日(木)	公募開始
令和3年6月18日(金)	参加意向申出締め切り(必着)
令和3年6月22日(火)	提案資格確認結果通知書交付
令和3年6月23日(水)	企画提案書等作成に関する質問締め切り
令和3年6月25日(金)	企画提案書等作成に関する質問に対する回答送付
令和3年7月7日(水)	企画提案書等提出締め切り(企画提案書に基づく事前評価) → 場合により結果通知
令和3年7月中旬	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和3年7月下旬～	結果通知
令和3年8月上旬	業務委託契約予定

7 提出書類等

- (1) 参加意向申出書(様式1)について

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加意向申出書(様式1)とともに、5(4)の類似の重症化予防業務の実績を証する書類及び5(5)のプライバシーマーク又はISO27001/ISMSを取得していることが確認できる書類を提出しなければなりません。

【配布場所】川崎市健康福祉局保健所健康増進課総務・健診担当

または川崎市インターネットホームページからダウンロード

【所在地等】住所:(持参の場合)〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館12階

(郵送の場合)〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話:044-200-3730(直通)

FAX:044-200-3986

E-mail:40kenko@city.kawasaki.jp

【提出方法】持参または郵送

【提出期限】令和3年6月18日（金）必着

※ 郵送での提出の場合は、封筒の表面に「令和3年度 川崎市生活習慣病重症化予防業務委託参加意向申出書在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付してください。

(2) 提案資格確認結果通知書の交付について

参加意向申出書（様式1）を提出し、提案資格があると認められた者には、提案資格確認結果通知書を交付します。

ア 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委託先メールアドレスを登録している者には、令和3年6月22日（火）までに提案資格確認結果通知書を送付します。

イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者には、令和3年6月22日（火）の午前9時から正午までに上記（1）の場所において提案資格確認結果通知書を交付します。

(3) 企画提案書作成に関する質問について

ア 質問書（様式自由）を（1）の電子メールアドレス又はFAX番号あてに送付してください。また質問書を送付後、送付した旨を（1）の担当あて連絡してください。

イ 質問に対する回答は、提案資格確認結果通知書で提案資格があると認められたすべての者に対し、令和3年6月25日（金）までに、電子メール又はFAXにて送付します。

(4) 企画提案書等の提出について

- ・ 会社概要 6部（既に作成・配布しているもの）
- ・ 事業実施事例等調書 6部（様式2）（市ホームページよりダウンロード）
- ・ 企画提案書 6部

詳しくは別添の「企画提案書等について」を参照してください。

【提出方法】 上記7（1）の住所あて持参または郵送（必着）

※ 郵送での提出の場合は、封筒の表面に「令和3年度 川崎市生活習慣病重症化予防業務委託企画提案書等在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付してください。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

1社30分程度で行います。開催日時については、後日改めて連絡いたします。

企画提案書に基づく事前評価の結果によっては実施しない場合があります。

(6) 結果通知

全ての参加者に対し、郵送で審査結果をお知らせします。

(7) 契約候補者との調整

契約にあたっては、必要に応じて選定された提案内容を基に細部について健康増進課総務・健診担当と打ち合わせを行い、内容を最終調整いたします。

8 その他

(1) 提出された企画提案書は結果通知後に返却いたします。

(2) 参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、速やかに連絡すると共に文書で川崎市長宛て通知を健康福祉局保健所健康増進課健診担当に提出してください。

(3) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とします。